

医療機関・薬局のシステム整備を補助 ～保険のオンライン資格確認の導入などに向け

厚生労働省は、オンラインによる被保険者資格確認の導入に向け、医療機関と薬局におけるシステム整備・改修などの費用を補助するため、基金を創設する準備を進めています。「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を一部改正し、医療情報化支援基金を創設するというもので、2019年度予算案に300億円を計上しました。改正法律案を今年の通常国会に提出し、10月1日の施行を目指します。

医療情報化支援基金は、国が交付要綱の作成などを行い、レセプトオンライン化設備整備事業の実績がある社会保険診療報酬支払基金を通じて申請・交付される仕組みが考えられています。オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援(初期導入経費の補助)のほか、電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等の導入も基金交付の対象とする予定です。電子カルテについては、国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能なシステム等を導入する医療機関の初期導入経費を補助するとしたものです。

オンライン資格確認システムは、2021年3月ごろからマイナンバーカードによる運用を開始し、同5月ごろからは保険証によるオンライン資格確認も行えるようにするというスケジュールが描かれています。2021年度から新規に発行される保険証の被保険者番号を個人単位化するなどの対応が計画されています。

2019年度診療報酬改定を諮問 ～消費税対応で10月実施

厚生労働大臣は16日、消費税率の10%への引き上げに伴って10月に実施される診療報酬改定を、中央社会保険医療協議会に諮問しました。改定率は、点数本体が0.41%の引き上げで、内訳は、医科0.48%、歯科0.57%、調剤0.12%の引き上げとされています。同改定では、税率が5%から8%に上がった際の2014年度対応分も含め、5%から10%へのアップに対応する形で補てんが考えられています。税率5%から8%への3%分の見直しを含めた財源を踏まえ、2014年度改定前の点数に、「5%から10%へのアップに対応し、0%上乗せする」とした改定方法です。これまでの案では、初・再診料が5.5%の上乗せ率、特定入院料と入院基本料は、種別ごとに1.5%から8.8%の上乗せ率が算出されています。

「10連休中の医療提供体制の確保を」 厚生労働省は都道府県に通知し、4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応を求めました。二次医療圏ごとの協議会の開催や、地域の医師会、薬剤師会などへの照会、個別の医療機関等への照会などによって、二次救急、三次救急、精神科救急に対応する医療機関、在宅当番医制度や休日夜間急患センターなどの初期救急提供体制、外来診療を実施する医療機関、開局する薬局に関する情報などを把握し、連休までに医療関係者や住民に周知することなどを要請しました。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867